

島根県大規模行為景観形成基準とその解説を以下に示します。

## 1 基本的事項

### 1 地域の個性及び特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、魅力ある景観の形成を図ること。

#### 【解説】

景観は、営々として培われた人々の生活が投影された地域固有のものであります。従って、魅力ある景観の形成を図るためには、地域の個性や特性を把握し、これらを踏まえた計画とするとともに、周辺の景観との調和に配慮することが必要です。

このガイドプランでは、『第II章 県土の景観概況』において、景観から見た県土の地域区分を5地域20区分として捉え、それぞれの地域の景観特性について記述するとともに、『第III章 地域別景観形成方針』において、地域特性と行政上の観点から県下を8つの地域（松江、木次、出雲、太田、川本、浜田、益田、隠岐）に区分し、地域別の景観形成の方向及び景観資源の分布状況を示しています。

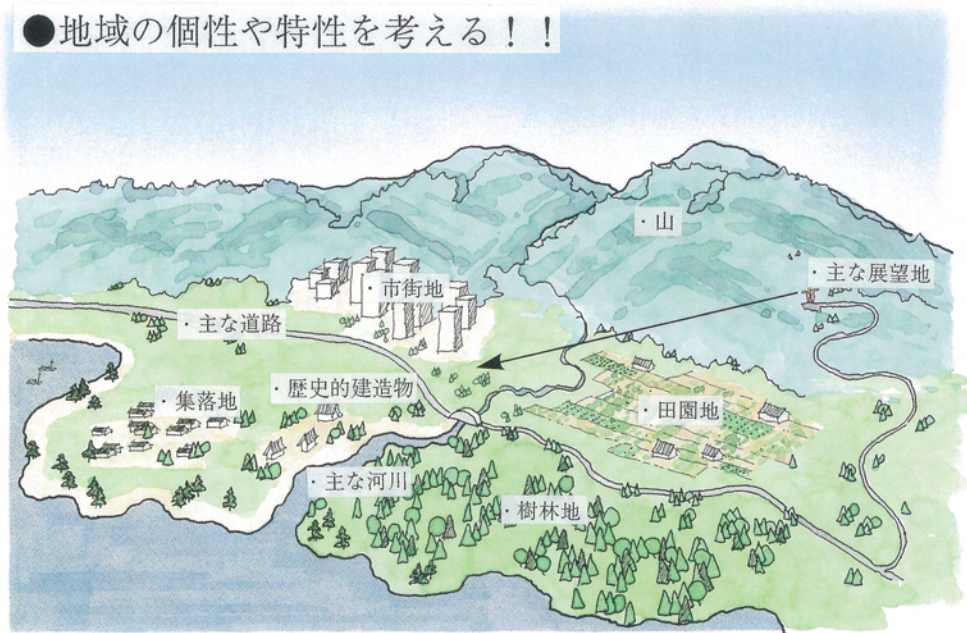
また、景観が長い年月を経て形成されていくものであることから、計画に当たっては、行為地を含めた地域の土地利用を踏まえることが必要です。

なお、国土利用計画法では、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5地域に土地利用計画を区分しています。

#### （運用指針）

- ① 行為地及びその周辺地域の個性や特性を把握するため、県土の景観概況（第II章）と地域別景観形成方針（第III章）を基礎資料として活用すること。
- ② 周辺の景観との調和は、行為地に近接する範囲だけではなく、より広い範囲で捉える必要があり、このための資料として、地域別の景観形成の方向の欄を活用すること。
- ③ 島根県土地利用計画図等により、行為地が、五地域区分（都市地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域）のいずれに該当するかを確認すること。

#### ●地域の個性や特性を考える！！



- 2 大規模行為の計画地（以下「行為地」という。）について、市町村が定めた景観形成に関する条例、要綱又は景観形成計画がある場合は、これらの内容に沿ったものとする。

## 【解説】

景観形成は、県民、事業者、行政一体となって取り組む必要があります。

特に、県の景観形成施策と市町村の景観形成施策との密接な連携を図ることが必要であるため、景観条例では、市町村の役割について次のように規定しています。

「市町村は、県が実施する施策とあいまって、地域の特性に応じた景観形成に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。」（条例第4条）

「市町村は、当該市町村の景観形成に関する基本方針（以下「市町村景観形成基本方針」という。）を策定するよう努めるものとする。」（条例第25条）

このように、条例上、市町村の主体的取り組みに期待しており、市町村が地域の特性に応じた景観形成を図るため、きめ細かい景観形成の方向を示した場合には、県においても、これを尊重することが求められます。

この基準は、上記の観点に立って、市町村において条例や要項を制定し、景観形成計画を策定する等、主体的に景観形成に取り組んでいる場合には、県が大規模行為等の届出指導をする際にしても、市町村の景観形成の方向を踏まえた指導を行うこととしたものです。

なお、市町村が、県の指導に当たって、市町村長の「条例、要項、計画」の内容に沿った指導を求める場合には、県知事あて市町村長の意見書を提出する必要があります。

## （運用指針）

- ① 県と同等の内容を有する条例を制定している市町村にあっては、大規模行為の届出指導自体を市町村に委ねることとしている。

景観条例第32条は、「第2章第2節の規定（注：大規模行為に関する規定）と同等の内容を有する条例を制定している市町村の区域のうち、知事が別に指定する区域（以下、「指定区域」という。）については、同節の規定は、適用しない。」と規定している。

この規定に基づき、大規模行為の届出が除外されているのは、次の市町村条例に基づく指定地域等である。

- (1) 松江市伝統美観保全条例
  - (2) 松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例
  - (3) 出雲市まちづくり景観条例
  - (4) 大田市伝統的建造物群保存地区保存条例
  - (5) 大田市自然環境保全条例
  - (6) 津和野町環境保全条例
- ② 景観形成を目的とする市町村条例のうち、「憲章条例」、「宣言条例」の場合には、大規模行為の届出指導自体を市町村に委ねることはできないものの、その市町村条例の理念を指導に当たって尊重する。
- ③ その他の「条例、要綱、計画」等についても、できるだけ尊重又は配慮する。
- 開発行為に対する規制・誘導を目的とした条例、要綱、計画
- （例） 土地開発指導要綱など
- 建築行為や開発行為に伴う環境の保全を目的とした条例、要綱、計画
- （例） 建築協定条例、建築指導要綱など



## 2 共通事項

- 1 行為地の選定に当たって、景観形成上重要な地域の良い景観を損なうことのないよう、かつ、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう、特に配慮すること。

### 【解説】

景観は、見る主体（人間）と見られる対象（景観構成要素）との相互関係によって、眺望型景観と環境型景観に分類されます。

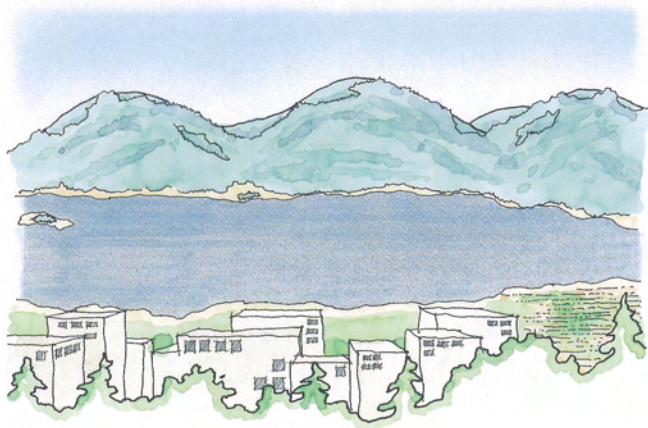
眺望型景観とは、山頂や高台等の高視点場から眺められる景観（俯瞰景）と堤防や湖岸等の比較的低い視点場から眺める景観（水平景）に分けられ、視点場から見た場合、景観構成要素が広がりのある空間領域を有する景観という印象を与えます。

環境型景観とは、視点場がそれぞれの地域の中であって、自らを取り巻く周辺環境が自らに映り、それが主対象になる景観です。視点場から見た場合には、景観構成要素があまり広がりのない奥行きのある空間領域を有する景観と、景観構成要素そのものがスポット的に見られる景観に区分されます。

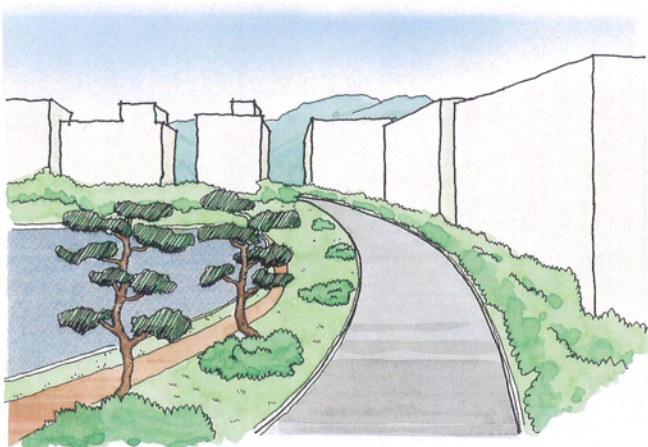
景観は、見る主体と見られる対象との距離によって、遠景、中景、近景に区分されますが、眺望型景観は遠景、中景に、環境型景観は近景に当てはまるのが一般的です。

また、景観は、対象となる景観構成要素の属性（自然、人工等）によっても分類されます。

この基準は、大規模な建築行為や開発行為が、一般的に、周辺の景観に大きな変化をもたらすものであることから、行為地の選定の段階で、当該行為が地域の景観を損なうものでないかどうか、主要な展望地からの眺望を妨げるものでないかどうかについて、事前に検証すべき地域、配慮すべき事項について定めたものです。



眺望型景観は遠景、中景に、環境型景観は近景に当ては



「景観形成上重要な地域」とは、次のような地域をいいます。

- ① ふるさと島根の景観づくり条例に基づく指定地域とその周辺地域
- ② 自然公園法、都市公園法等に基づく指定地域とその周辺地域
- ③ 文化財保護法等に基づく名勝等、島根県を代表する景勝地
- ④ 地域を表徴する歴史的建造物等のある地域
- ⑤ 市町村の景観条例等に基づく指定地域とその周辺地域
- ⑥ 景観条例に基づく指定候補地（島根県景観対策懇談会からの「提言」）
  - ・宍道湖・中海周辺地域
  - ・出雲平野田園地域



- ・国道9号（ゆうひライン）及び国道54号（出雲神話街道）線沿道地域
- ・江の川及び高津川沿川地域
- ・島根県中央地域リゾート構想重点整備地区
- ・石見空港周辺地域
- ・隠岐島地域

⑦ 主要道路沿道地域

「良好な景観」とは、景観資源をいい、本ガイドプランでは、自然的景観資源、歴史的・文化的景観資源、人工的・都市的景観資源、生活・産業景観資源に区分しています。

「主要な展望地」とは、主要道路や眺望の優れた場所をいいます。

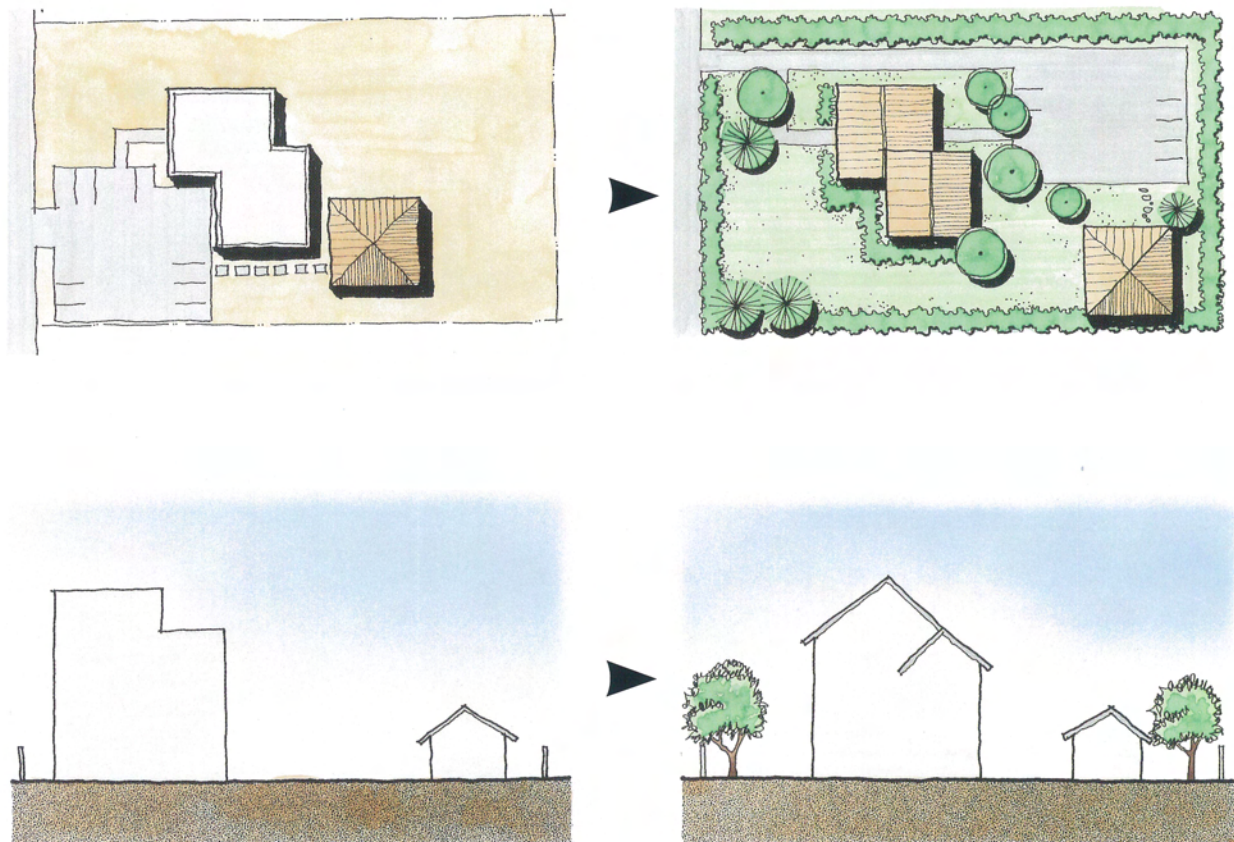
各地域における「良好な景観」（景観資源）及び「主要な展望地」については、第Ⅲ章の地域別景観形成方針の欄を参照してください。

2 行為地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。

【解説】

建築物の配置は、周辺の地形や建築物等の位置や規模を十分考慮するとともに、周辺の景観と調和し、地域全体がまとまりのある落ち着いた景観となるよう配慮する必要があります。

特に、行為地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、敷地内にある既存の建築物や工作物を含めて、周辺の景観と一体となった景観が形成できるよう、施設間の調和に十分配慮する必要があります。





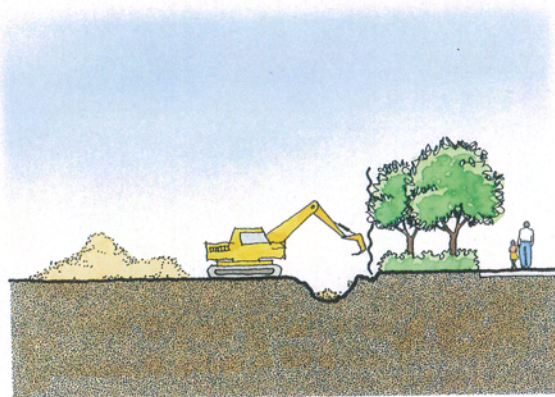
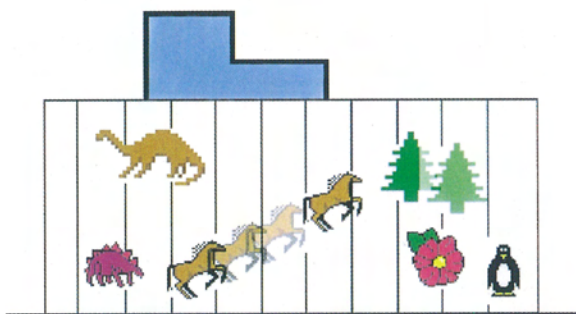
3 行為の期間中は、敷地周囲の緑化や工事堀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮へいに努めること。

【解説】

大規模な建築行為や開発行為は、その行為期間が長期にわたることが多いため、行為期間中における修景緑化や遮へい措置を講じる必要があります。

(運用指針)

- ① 工事中仮囲いについても、素材や色彩等について工夫し、周囲の景観への影響を軽減するように配慮すること。
- ② 行為期間が特に長い場合には、敷地周辺の樹木等による修景・遮へい緑化を検討すること。



3 個別的事項

1 大規模建築物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更

イ 位置

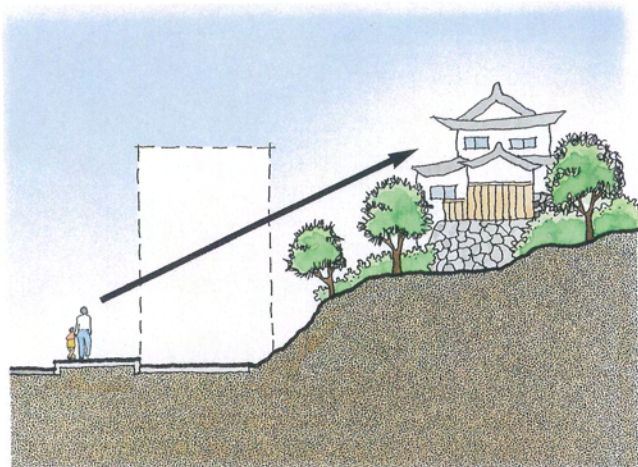
- (1) 行為地が歴史的建造物群等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。

【解説】

大規模建築物は、その大きさゆえに周囲に圧迫感や威圧感を与えがちであり、これを軽減させるには、行為地の選定の段階だけでなく、行為地が決定した後においても、敷地内における大規模建築物の位置（配置）について配慮する必要があります。

特に、行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、優れた景観資源の価値を損なわないよう、歴史的建造物等の保全に配慮した位置とする必要があります。

具体的には、周辺の視点場から歴史的建造物等が見えなくなるような建築物の配置を避ける





などの配慮が求められます。

また、歴史的建造物等の優れた景観資源を中心として形成されている周辺の景観に影響を与えないよう、敷地内の位置に配慮する必要があります。

- (2) 行為地が主要幹線道路又は景勝地等に通じる主要道路等に接する場合は、できる限り当該道路等から後退した位置とすること。

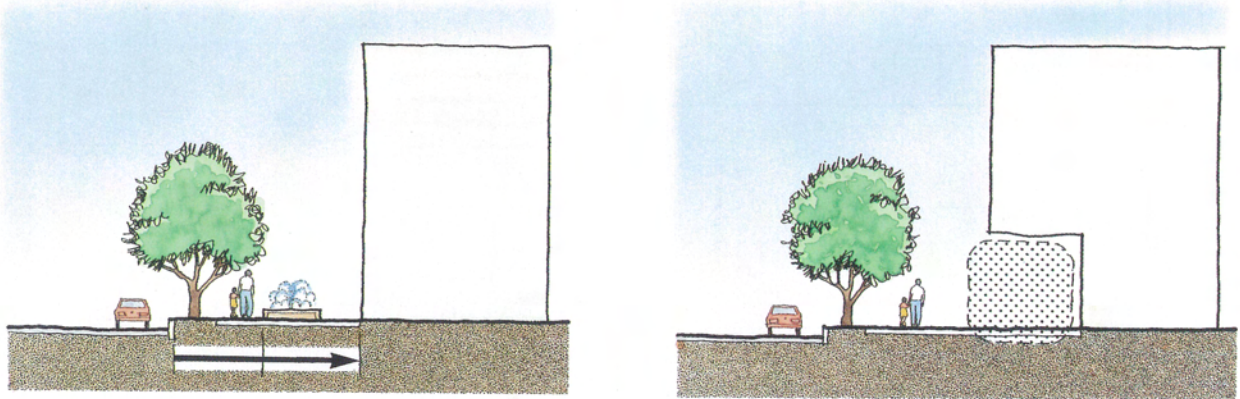
【解説】

主要幹線道路や景勝地等に通じる主要道路等は、最も身近に景観を楽しむことのできる主要な視点場であるとともに、多くの人々が日常的に利用する空間です。

この空間の景観印象が地域の景観印象を大きく左右することから、視点場（道路）と大規模建築物との距離をできるだけ多くとることにより、ゆとりのある空間を確保する必要があります。

また、大規模建築物の周辺に与える威圧感や圧迫感を軽減するためには、道路境界からできる限り建築物を後退させるとともに、これによって生じた空地は、緑化スペースや公共的な広場空間として利用することが望まれます。

このことにより、道路空間（公共空間）と私的空間の連続感のある一体的な景観の形成が図られることとなります。

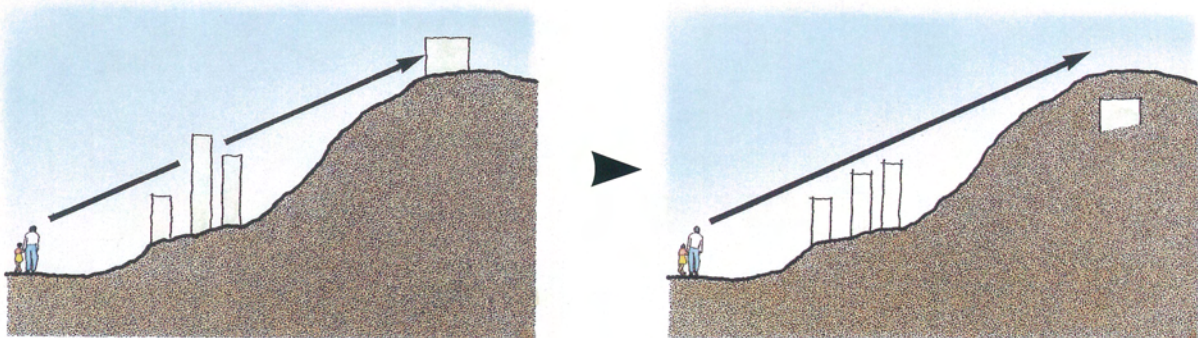


- (3) 行為地が山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とすること。

【解説】

山頂への立地や稜線を遮るような立地は、主要な視点場から見た場合に良好な眺望景観を損なうことになるので、その位置については十分配慮する必要があります。

具体的には、山頂への立地を避けるとともに、主要な展望地から見た場合に稜線を遮るような立地を避けることが求められます。





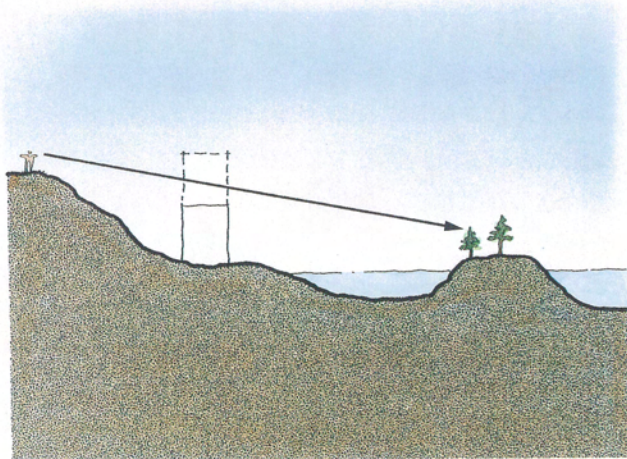
## □ 規模

景観形成上重要な地域においては、主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。

## 【解説】

大規模建築物は周辺の景観に及ぼす影響が大きいため、景観形成地域などの優れた眺望型景観を有する地域においては、良好な眺望を確保するため、建築物の規模、即ち高さやボリューム感については十分な配慮が必要です。

また、大規模建築物は、その地域において、ランドマークとして重要な役割を果たす場合がありますが、この場合にも主要な展望地からの眺望を著しく妨げないよう、規模を考慮する必要があります。



## ハ 形態

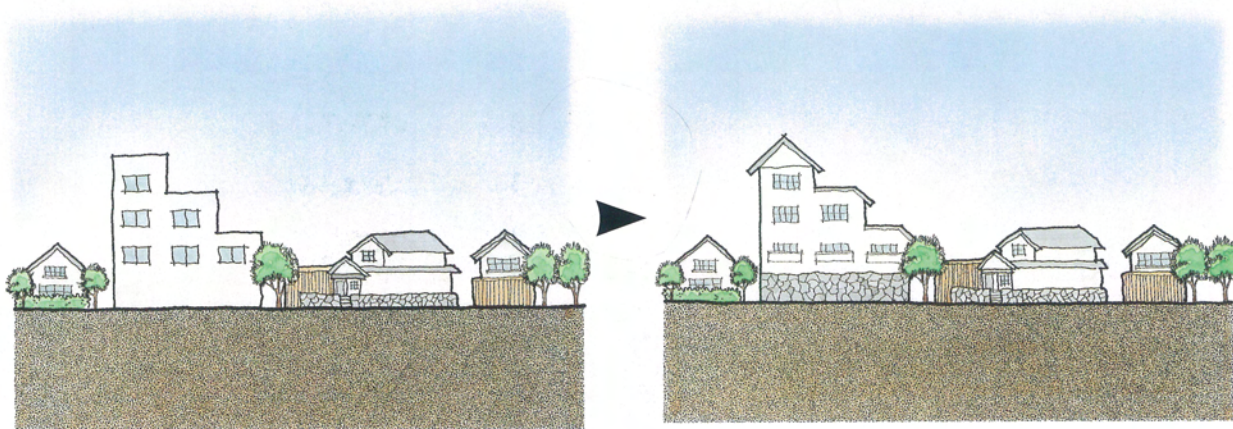
- (1) 地域の景観と調和するよう配慮すること。
- (2) 周辺に圧迫感を与えないよう工夫すること。

## 【解説】

その地域において、視覚的秩序が保たれている場合には、地域の景観の連続性を遮断しないよう配慮するとともに、周辺の景観と馴染まない形態を避けるなどの工夫が必要です。

## (運用指針)

- ① 屋根、壁面等の形態に配慮し、リズムとハーモニーの創出に努めること。
- ② 歴史的街並み、歴史的建造物群の周辺では、その形態を尊重し調和させること。
- ③ 自然公園等優れた自然景観を有する地域においては、突出した違和感を感じさせるような形態を避け、自然物主体のやわらかな景観と調和した形態とすること。



二 意匠

(1) 地域の景観と調和するよう配慮すること。

【解説】

建築物が周辺の景観と調和し違和感のないものとなるよう、まとまりのある意匠とすることが必要です。

特に、歴史的建造物群や古い街並みなどの周辺においては、これらとの調和を図るため、伝統的な建築様式を尊重するなどの配慮が求められます。

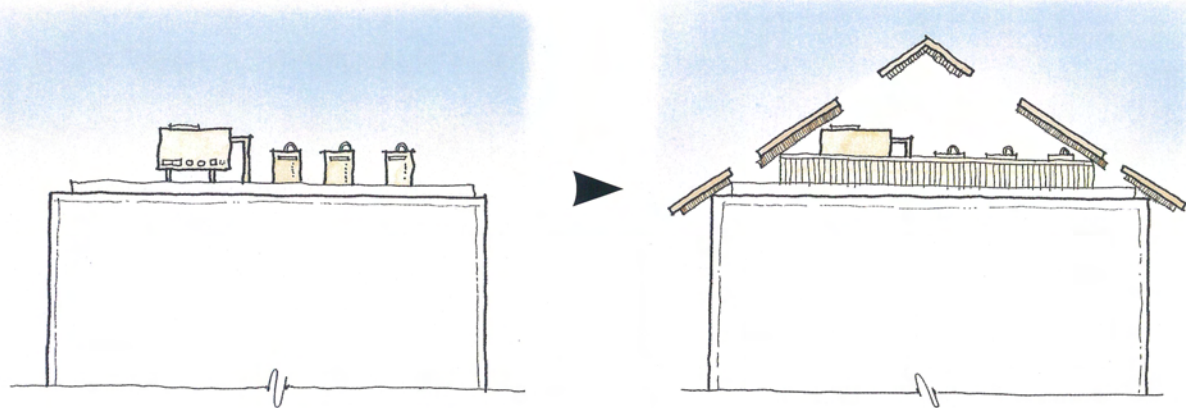


(2) 建築物の屋外階段、壁面設備および屋上設備は、当該建築物との一体性を確保するよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、主要な展望地又は道路からできる限り見えない位置に設置すること。

【解説】

大規模建築物等の一体的な景観形成を図るため、建築物以外の付属設備は、できる限り建築物内部に取り組むよう工夫してください。

やむを得ず外部に設置する場合は、主要な展望地や道路からできる限り見えない位置に設置するとともに、遮へいするなど付属設備が目立たないように工夫してください。



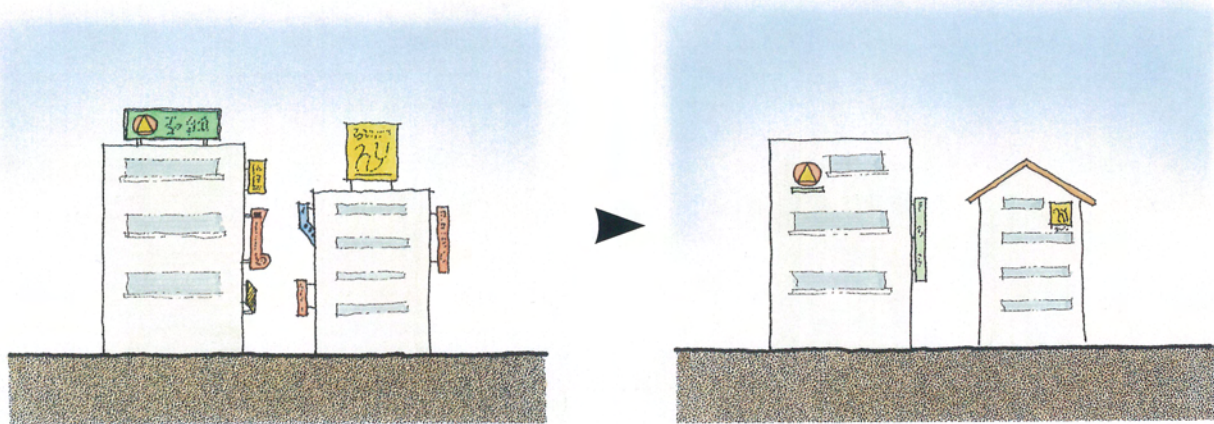


- (3) 建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮すること。

## 【解説】

大規模建築物等の一体的な景観形成を図るため、建築物の屋上や壁面に設置する広告物については、表示面積、設置数を極力抑えるなど、秩序ある都市美が創出されるよう配慮する必要があります。

また、CI計画の立案に当たっても地域固有の景観との調和が図られるよう配慮が求められます。



## ホ 色彩

- (1) けばけばしい色彩はできる限り避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。

## 【解説】

色彩は、色相（色あい）、明度（明るさ）、彩度（鮮やかさ）の3つの独立した性質を持っており、そのいずれかが変化することにより色彩が連続的に変化します。この3つの性質を合理的に分かりやすく表わす尺度としてマンセル色標系があり、次のように表示されます。

$$\frac{5R}{\text{色相}} \quad \frac{4}{\text{明度}} \quad \frac{14}{\text{彩度}}$$

けばけばしい色彩とは、色相自体にもその印象を与えるもの（例えば、紫、ピンク等）がありますが、一般に高彩度の純色に近い色彩が考えられます。また、高明度の色彩も周辺の景観から浮き上がってしまう場合があります。

反対に落ち着いた色彩とは、純色に白、灰、黒等を混色した低彩度のものが考えられますが、極端に明度が低くなった場合には重苦しい雰囲気になってしまう場合もあります。

また、単一色で面積が大きくなると実際の色より明度、彩度が高く見えること（面積効果）があることにも留意する必要があります。

このように、色相、明度、彩度は、それぞれの相互関係、周辺や背景となる色彩との対比等、立地する地域の環境に応じて、その感じ方も様でないため、けばけばしい色彩や落ち着いた色彩を一概に定義づけることは困難です。

従って、建築物の色彩を決定する際には、周辺の色彩の現況調査等を行い、これを踏まえた上で色彩計画を立て、周辺の景観と調和するよう基調色を選択する必要があります。例えば、自然景観の中では融和的で目立たないものに、歴史的街並みの中では地域の固有の素材色と調和したものに、市街地では街づくりの一貫として色彩誘導の方向が示されている場合には、これに基づいたものにしていくことが考えられ

ます。なお、アクセント色を使用する場合は、建築物本体とのバランス、色数等に配慮することが求められます。

●風景地の色彩計画利用参考表

(運用指針)

- ① 周辺の緑や水面等の自然条件や街並みなどとの調和に配慮すること。
- ② 季節の変化に伴う周辺の色彩の変化に調和するものとする。
- ③ けばけばしい色彩を避け、周辺の景観から浮き上がらないよう配慮すること。
- ④ できる限り多色の使用を避け、特に多色の色彩を組み合わせる場合には、色彩の調和に十分配慮すること。

和名	マンセル表示	視認性	注目性	心理的影響	生理的影響	和名	応用
赤	4.0R 4.0/13.5	やや高い	非常に高い	刺激性が強く、興奮的で、神経の緊張を増す	長時間の使用には平衡を乱す	赤	アクセントの利用に限る
橙	3.5YR 6.5/13.0	高い	非常に高い	刺激性は強く、興奮的	赤に準ずる	橙	緑と相互に影響し合い、アクセントカラーとしては、有望である
黄	5.0Y 8.5/7.0	非常に高い	赤・橙に準じて高い		中性	黄	橙に準じてアクセントカラーとしての利用
緑	4.0G 5.0/10.0	低い	あまり高くない	安定	中性	緑	明度と彩度を適度にとれば快適さを与える
青	1.0PB 4.5/10.0	低い	低い	赤と相対する	赤と相対する	青	偽装という点では優れる
紫	5.0P 3.0/8.0	低い	低い	興奮的	中性	紫	視認性は低いだが、利用には除外
白	N9.5	最も高い	高い	安定	中性	白	自然の緑の中では最も視認性が高いが、美しいコントラストを示す(対比調和として有望)、開放空間に用いると良い
灰	N6.0	低い	低い	中性	中性	灰	色実験では灰色と認知する前は紫、ピンクと見え、周囲の色に影響される色である
黒	N1.0	低い	低い			黒	補助色として用いると効果はある
茶色	2.5YR 5.0/8.0	最も低い	低い	安定	安定	茶色	自然公園内の指導色、案内板等の基調色、屋根、外壁等の標準色として利用されている 同化調和色として利用、閉鎖空間にはより調和する

(色相・明度/彩度)

資料：「自然風景地における建築デザインの基本に関する景観的考察」(進士五十八 他)

(2) 敷地内の屋外設備、工作物等の色彩は、大規模建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。

【解説】

同一敷地内に併設される屋外施設、工作物等は、本体となる大規模建築物と相まって、周辺の景観に影響を与えるものであることから、建築物本体との調和を図るとともに、周辺の景観との調和に配慮することが必要です。

(運用指針)

- ① 同一敷地内に併設される屋外施設、工作物等については、本体となる建築物と色彩を調和させ、浮き上がらないようできる限り統一すること。
- ② 統一することが困難な場合には、色相は建築物と同系色とし、明度、彩度を本体に近づけること。

へ 素材

(1) 地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。

【解説】

地域の素材の活用は、地域の特性を表現する上で最も有効な方法です。特に、個性的な街並みを形成するためには、重要な視点です。



(2) 外壁等の材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。

【解説】

景観を維持していくためには、各部の素材や色彩等の維持管理が容易なことが前提となります。そのためには次のようなことを検討する必要があります。

- ① 耐久性のある素材の活用。
- ② 素材を長持ちさせるための設計上の工夫。
- ③ 素材の維持管理方法。
- ④ 素材の維持管理が容易な工法。

特に、外壁や屋根等の風雨にさらされる部分の素材の耐久性については、十分に検討する必要があります。

ト 敷地の緑化

(1) 敷地内ではできる限り緑化し、かつ、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。

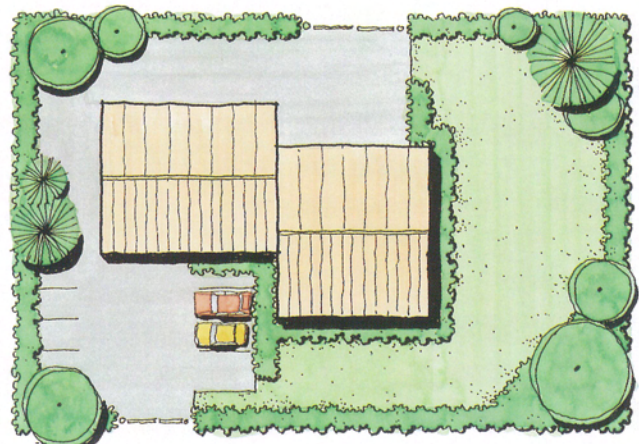
【解説】

樹木や草花は景観に潤いを与え、景観形成を図る上で重要な要素となります。

緑豊かな潤いのある景観を形成するためには、植栽、既存の樹木等の保全・活用により、敷地内における緑の量をできる限り確保することが必要です。

(運用指針)

- ① 高、中、低木を効果的に配置することにより、できるだけ多くの緑量を確保すること。
- ② 建築物の形状と樹形との調和を考慮すること。
- ③ 既存の植物の保全・活用に努め、緑を確保すること。
- ④ 敷地境界は、緑化効果の高い部分であるので、敷地の境界を囲う場合には、生け垣や樹木等の植栽に努めること。
- ⑤ 大規模な駐車場を設ける場合には、駐車場の周囲及び場内の緑化に特に配慮すること。



(2) 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。

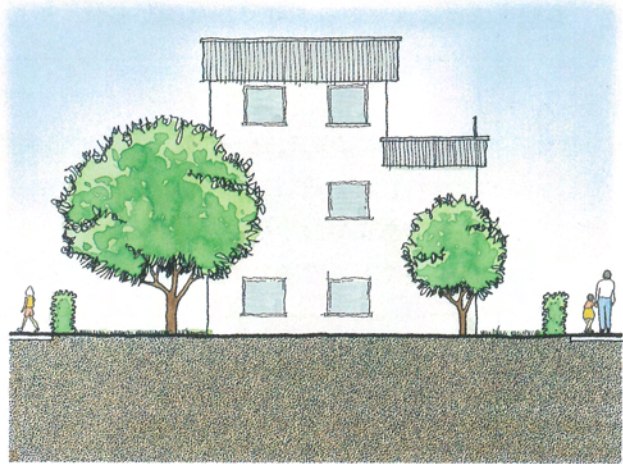
【解説】

樹木は、景観を形成する重要な要素であり、中でも樹姿、樹勢が優れたものは地域の景観を特徴づける重要な役割を果たしています。

これらの樹木が敷地内にある場合には、これらをできるだけ修景に生かせるように配慮する必要があります。

(運用指針)

- ① 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、これらの保全に配慮すること。
- ② 建築物の位置、配置に当たっては、これらを積極的に修景に生かすよう配慮すること。



チ その他

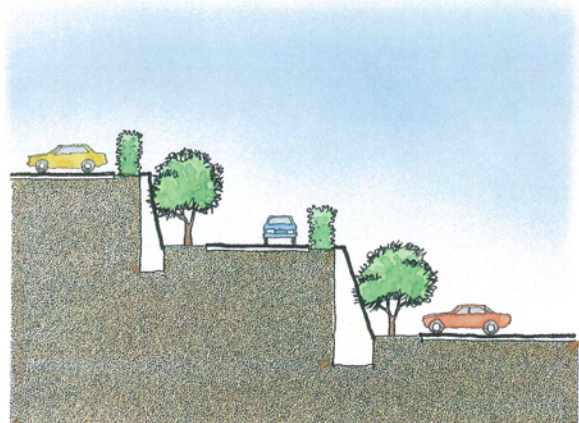
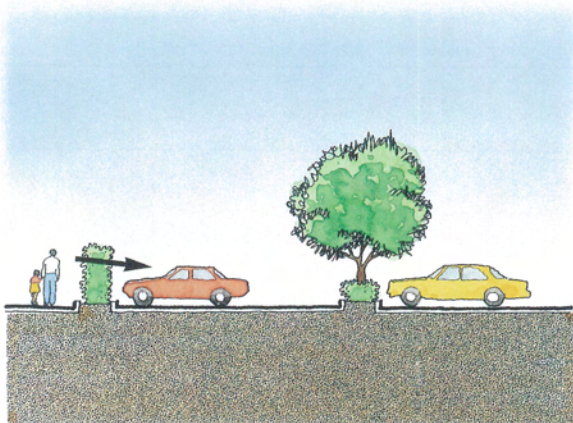
- (1) 屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、さく等を設け、安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮すること。

【解説】

大規模建築物は、建築物の用途によって異なりますが、一般的に大きな面積の駐車場が必要な場合が多いものです。大規模な駐車場は景観に与える影響が大きいことから、主要な展望地や道路から直接見通せないよう工夫する必要があります。

(運用指針)

- ① 駐車場の出入口は、一つの敷地に何箇所も設けないようにすること。
- ② 生け垣や塀、さく等を設けることにより、駐車中の自動車が見通せないよう工夫すること。ただし、塀、さく等を設ける場合には、大規模で単調なものは好ましくなく、植採と組み合わせるなど、景観上の配慮が必要である。
- ③ 大規模な駐車場を複数の小さな駐車場に分散すること。又は、敷地内に高低差がある場合には、高低差を利用して駐車場を分散配置することにより、大きな平坦な駐車場としないよう努めること。





(2) 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。

【解説】

屋外照明は、安全な生活環境の形成や夜間時の利便性の向上という機能を有するとともに、夜間景観の演出等にも寄与するものです。建築物の用途、立地する場所、地域の状況を考慮して、過剰な光量とならないよう配慮する必要があります。

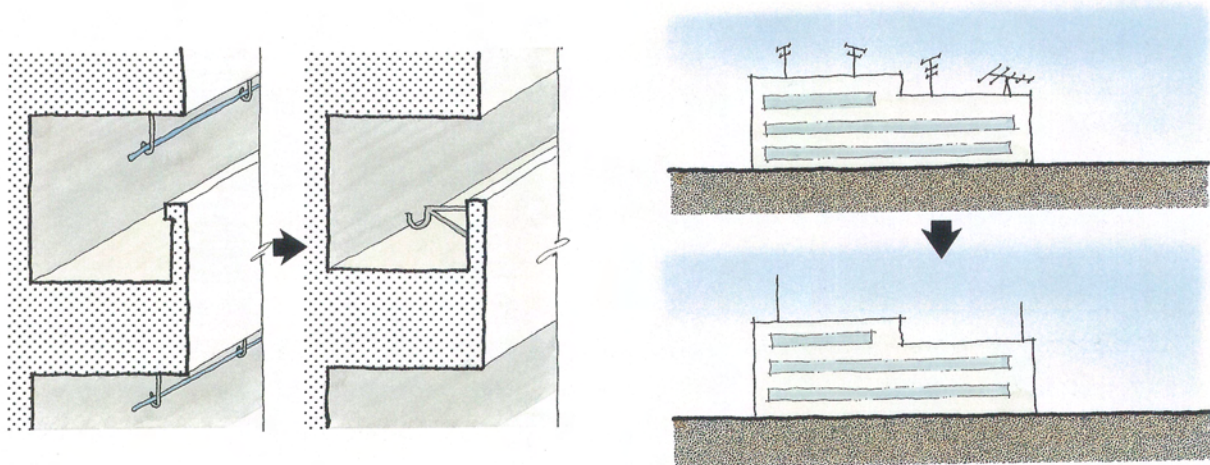
なお、照明計画に際しては、夜間時の照明状況に加え、昼間時の灯具等の景観への影響も含めて検討してください。

(3) 空気調和設備等の屋外機及びバルコニーの物干し金物の位置を工夫すること。

(4) アンテナを共同化するよう努めること。

【解説】

建築物に設置される設備や施設についても、景観上の小さな配慮を積み重ねることが必要です。屋外機や物干し金物の位置を工夫したり、アンテナを共同化することは、こうした小さな配慮の例示です。



## 2 大規模工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更

4-3

大規模行為景観形成基準  
個別的事項2  
工作物

## イ 位置

- (1) 行為地が歴史的建造物群等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。
- (2) 行為地が主要幹線道路又は景勝地等に通じる主要道路等に接する場合は、できる限り当該道路等から後退した位置とすること。
- (3) 行為地が山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とすること。

## ロ 規模

景観形成上重要な地域においては、主要な展望地からの眺望を著しく妨げることのないよう配慮すること。

## ハ 形態

周辺の景観と調和するよう配慮すること。

## ニ 意匠

周辺の景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのある意匠を工夫すること。

## ホ 色彩ム

けばけばしい色彩はできる限り避け、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。

## ヘ 素材

- (1) 地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。
- (2) 材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。

## ト 敷地の緑化

- (1) 敷地内はできる限り緑化し、かつ、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。
- (2) 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。

## 【解説】

大規模工作物の新築、増築等の基準は、原則として、大規模建築物に関する基準に準じたものとしていますが、工作物の種類及び用途に応じて形態等を工夫し、周囲の景観との調和を図る必要があります。

## (運用指針)

工作物はその種類及び形状が多岐多様なため、その種類毎に配慮すべき事項を示すことは困難であるが、各類型別に特に配慮すべき事項を示せば次のとおりである。

## ①擁壁等（垣（生け垣を除く）・さく・塀・擁壁その他これらに類するもの）

これらの工作物は、単調で連続した面をつくりやすいため、周辺の景観と調和するよう形態や素材を工夫するとともに、落ち着いた色彩とする必要がある。

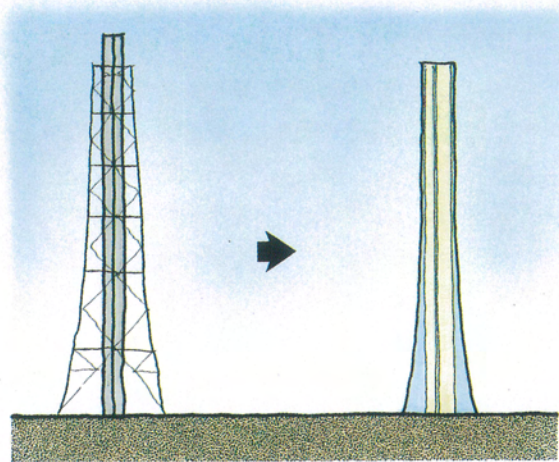
特に、擁壁については、できる限り低くし、周辺の景観との一体感を確保することが必要である。



②煙突等（煙突・排気塔・鉄筋コンクリート造りの柱・金属性の柱・電波塔・記念塔・物見塔・高架水槽・冷却塔その他これらに類するもの）

これらの工作物は、形態が概ね柱状、塔状のグループであり、無機的な形態になりがちなものがある。また機能上高さが必要とされるものもある。

このため、立地する場所の地域特性、景観特性に応じ、形態に工夫したり、高さや色彩に配慮して、できる限りすっきりとした印象を与え、周辺景観との調和を図ることが必要である。



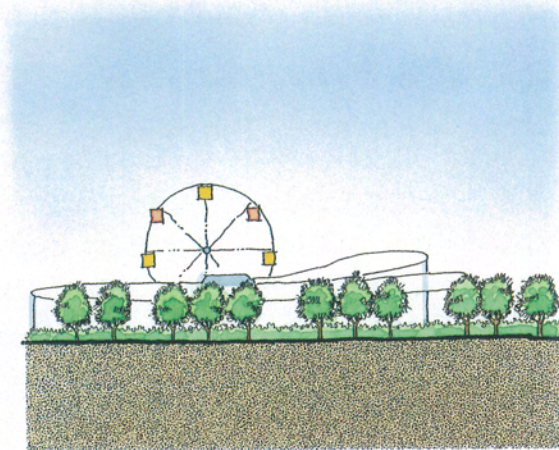
③彫像等（彫像・記念碑その他これらに類するもの）

顕彰や文化・芸術的な表現等一定の目的を持って設置されるものであり、形態や設置場所は多様であるが、彫像等が大規模であればそれだけ景観に与える影響も大きくなることから、設置目的ばかりでなく周辺景観に与える影響を十分配慮する必要がある。

④観覧車等（観覧車・飛行塔・メリーゴーランド・ウォーターシュート・コースターその他これらに類するもの）

これらの工作物は、遊園地やレジャー施設等の遊戯施設のグループであり、用途上巨大、長大なものや特異な形態のものが集合して設置される場合が多く、また色彩も目立ちがちであり、周辺景観に与える影響は大きいものがある。

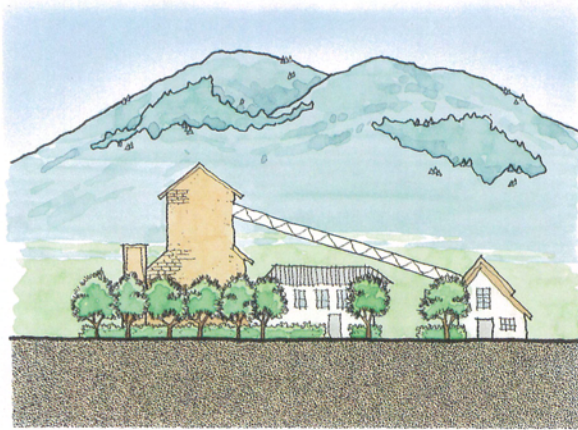
このため、設置場所の検討に当たっては、十分周辺環境に留意するとともに、施設の配置や敷地周辺の緑化等により、できる限り周囲から目立たないように配慮する必要がある。





⑤ コンクリートプラント等（コンクリートプラント・アスファルトプラント・クラッシャープラントその他これらに類するもの、石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫の用に供する立体施設）

これらの工作物は、プラント等の製造施設、穀物等の貯蔵・処理施設、廃棄物等の処理施設のグループであり、用途や機能上、高さや幅などボリュームが大きくなり、また、パイプ類等の露出配管設備が多数付帯し、異様さや威圧感を与えやすい形態になりがちなため、周辺景観に大きな影響を与える場合がある。



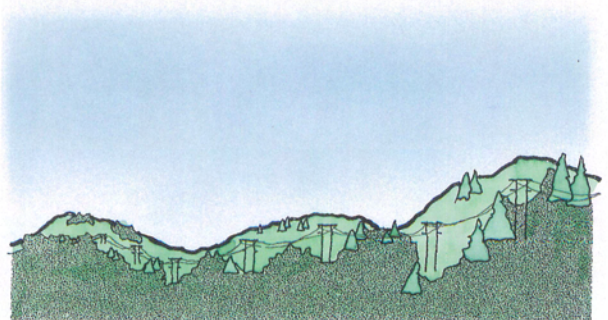
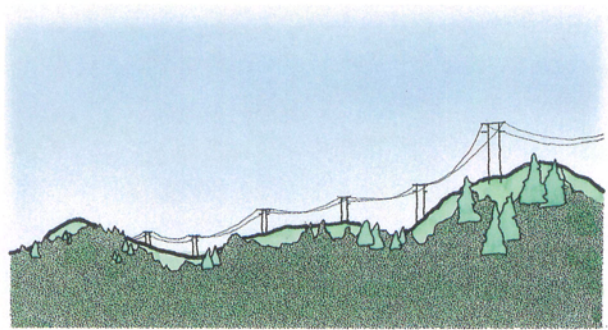
このため、設置場所の検討に当たっては、十分周辺環境に留意するとともに、形態に工夫を講じたり、敷地周辺に緑化を行うなど、周辺景観との調和に特に配慮する必要がある。

⑥ 電気供給のための電線路等（電気供給のための電線路・有線電気通信のための線路・空中線その他これらに類するもの（これらの支持物を含む））

送電線の支持物である送電鉄塔を主とする工作物は、山陵を分断して数多くの鉄塔が連続して設置されることもあり、その設置される位置には特に配慮が必要である。また巨大な幾何学的形態と金属素材は、人々に冷たさを感じさせがちであり、立地する環境に応じて、その形態や色彩に留意することが必要である。

なお、これらの工作物は、その設置数ができる限り少なくなるよう、かつ、ルートが入り乱れることのないようできる限り統合するよう配慮する必要がある。

集落地に近接して立地する場合には、基底部の周囲を緑化するなど、生活環境に与える影響を軽減するよう配慮する必要がある。





⑦ 広告板等（広告板・広告塔・装飾塔その他これらに類するもの）

これらの工作物は、不特定多数に情報を伝達するために設置されるものであり、必要以上に大きく、また華美になりがちであるとともに、広告板等が無秩序に乱立した場合には、景観を阻害する要因となるものである。

このため、設置に当たっては、島根県屋外広告物条例を遵守するとともに、周辺の景観に調和するよう、立地する環境に応じ、規模、形態、及び色彩等に配慮し、できる限り統合するなど、秩序あるものにする必要がある。

3 屋外における物品の集積又は貯蔵

イ 集積又は貯蔵の方法

- (1) 主要な展望地及び道路等の公共用地からできる限り見えない方法を工夫すること。
- (2) 適切な集積又は貯蔵に努めること。

【解説】

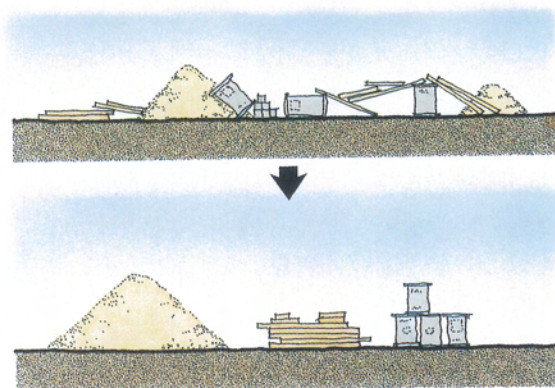
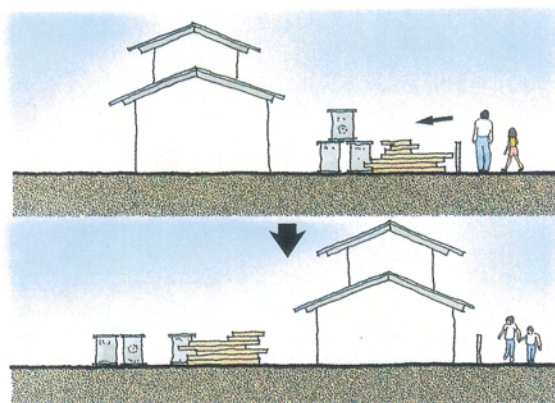
屋外における物品の集積・貯蔵は、田園地域における稲はでなど地域性を特徴づけるものもありますが、スクラップや建設資材等の野積は、周辺の景観には馴染まないものであり、景観を阻害することが多いため、景観に与える影響を緩和・軽減するための対策を講じる必要があります。

具体的には、主要な展望地や道路等の公共用地から、物品の集積・貯蔵の場所が直接見えないよう、まず、敷地内における物品の集積・貯蔵の位置を検討する必要があります。

次に、集積・貯蔵に当たっては、公共用地からできる限り離れた場所から行うなど、集積・貯蔵の方法を工夫する必要があります。

(運用指針)

- ① 物品を集積・貯蔵する場所は、できる限り外部から直接目に触れない位置とすること。
- ② 物品の整然とした集積・貯蔵に努め、常に整理・整頓に心掛けること。
- ③ 必要に応じてシート等によるカバーリングを行うこと。



ロ 遮へい

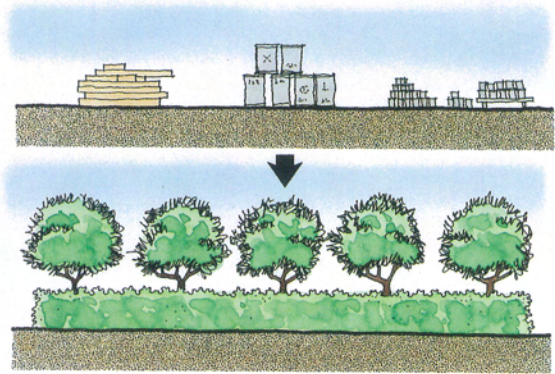
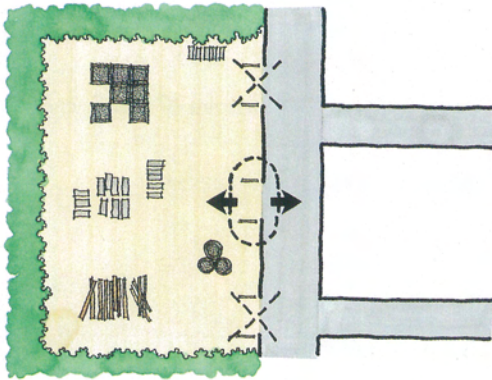
- (1) 敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。
- (2) 敷地周囲の緑化に努める等周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。

【解説】

屋外における物品の集積・貯蔵は、物品の搬出入の容易な道路に面した場所に行われることが多いものです。道路に隣接した場所に物品の集積・貯蔵が行われた場合、連続した沿道景観を分断するとともに、周辺の景観に違和感を与えるため、景観に与える影響を緩和・軽減するための対策を講じる必要があります。

具体的には、連続した沿道景観の形成のため、物品の搬送等のための出入口は、できる限り限定する必要があります。

また、敷地周囲に植栽することにより、周辺の景観に与える影響を緩和するとともに、特に、道路に面する個所については、密度の濃い植栽により遮へいする必要があります。



4 鉱物の掘採又は土石等の採取

イ 遮へい

- (1) 敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。
- (2) 敷地周囲の緑化等により周囲の道路等からの遮へい措置を講じること。

【解説】

鉱物の掘採又は土石等の採取は、長大な法面等を生じやすく、行為期間も長期間になることから、長期に亘って周辺の景観に違和感を与えることが多いため、行為期間中においても景観に与える影響を緩和・軽減するための対策を講じる必要があります。

そのためには、敷地外からの出入口をできる限り限定するとともに、展望地、道路等に面する場所を採取する場合には、遮へい効果のある既存の地形、樹木をそのまま残して施工するなど、施工方法を工夫してください。

また、敷地周囲に植栽することにより、周辺の景観に与える影響を緩和することが望まれます。特に、道路に面する個所については、密度の濃い植栽により遮へいする必要があります。



## □ 事後の措置

- (1) 長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。
  - ①面は緑化可能な勾配とすること。
  - ②擁壁は周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。
- (2) 行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。

## 【解説】

鉱物の掘採や土石等の採取は、行為の期間が長期に亘るだけでなく、行為終了後の最終残壁が長大な法面となることが少なくありません。また、高い擁壁、長さの長い擁壁等を必要とする場合もあります。

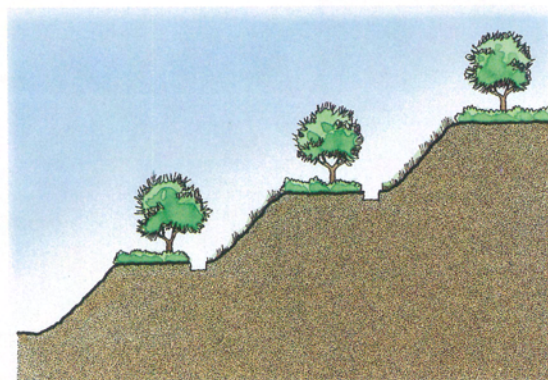
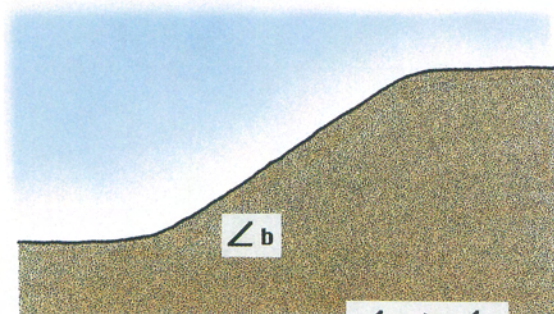
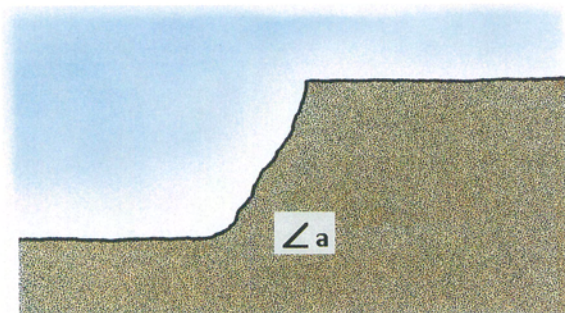
このような長大な法面等は、景観に与える影響が極めて大きいので、計画の段階で長大な法面等が生じないように留意することが特に必要です。

計画段階で長大な法面等を設けないよう留意することが基本ですが、やむを得ない場合には、法面が確実に緑化できるよう法面の勾配、形状を工夫する必要があります。

また、擁壁については、形態や素材を工夫することにより、周辺の景観と調和させるようにしてください。

## (運用指針)

- ① 法面は、できる限り緩やかな勾配とすること。
- ② 小段は、植栽の可能な幅とすること。
- ③ 採取跡地が主要な展望地から望見できる場合には、良好な景観を保全・形成するため、十分な修景緑化を行うこと。このため、最終残壁が岩盤である場合でも、厚層基材吹付工等の岩盤緑化工法により、確実な緑化を行うこと。
- ④ 採掘に先立ち除去した表土は、植物の生育上必要な養分を多く含んでいるので、採掘終了跡地等の植栽に活用すること。



ハ その他

主要な展望地及び道路等の公共用地から掘採又は採取の場所ができる限り見えないよう、掘採又は採取の方法を工夫すること。

【解説】

行為地の選定に当たっての配慮事項については、共通事項1で述べていますが、主要な展望地等から見える位置での鉱物の掘採や土石の採取は、景観上、違和感、威圧感を与え、地域の景観に大きな影響を及ぼすため、位置選定後においても、掘採又は採取の方法を工夫することにより、景観に与える影響を軽減するよう留意する必要があります。

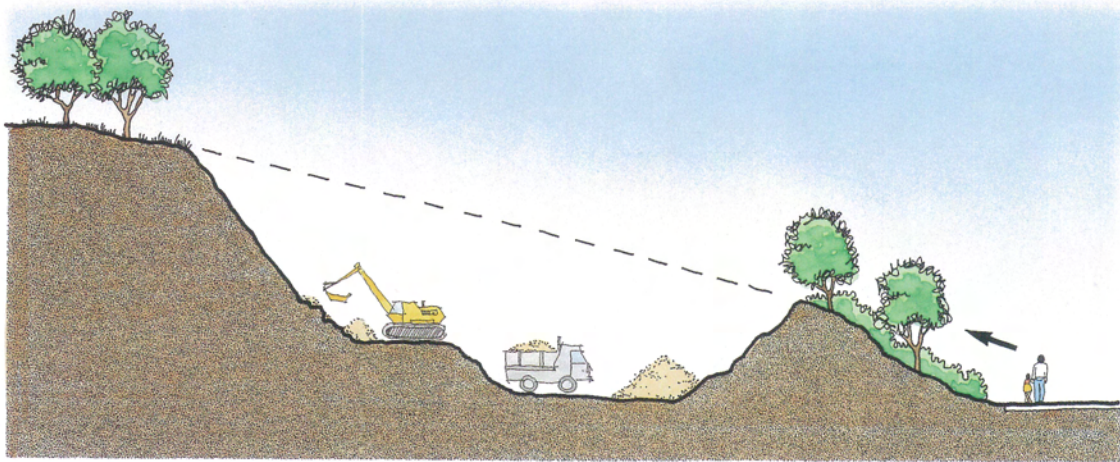
採掘の区域の選定に当たっても、良好な森林の伐採をできる限り少なくするよう留意することが必要です。

主要な展望地等から見える所で採掘する場合には、遮へい効果のある採掘区域の一部を自然のまま終掘まで残置させるか、または、採掘開始前に植栽を行うことにより、できる限り遮へい措置を講じるようにしてください。

また、採取計画策定に当たっては、年次計画毎に完成断面に仕上げるよう配慮してください。

(運用指針)

- ① 木竹の伐採は必要最小限に留めること。
- ② 主要な展望地等に面する個所の地形又は植栽が遮へい効果を有する場合には、採掘の順序、方法等を工夫することにより、遮へい効果を有する個所を終掘まで残置すること。
- ③ 主要な展望地等に面する個所の採掘を行う場合には、遮へい措置として常緑の高中木の植栽を行うこと。
- ④ 採掘が完了した個所から、順次、緑化植栽を行うこと。





## 5 土地の区画形質の変更

### イ 変更後の形状

(1) 長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。

- ①法面は緑化可能な勾配とすること。
- ②擁壁は周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。

#### 【解説】

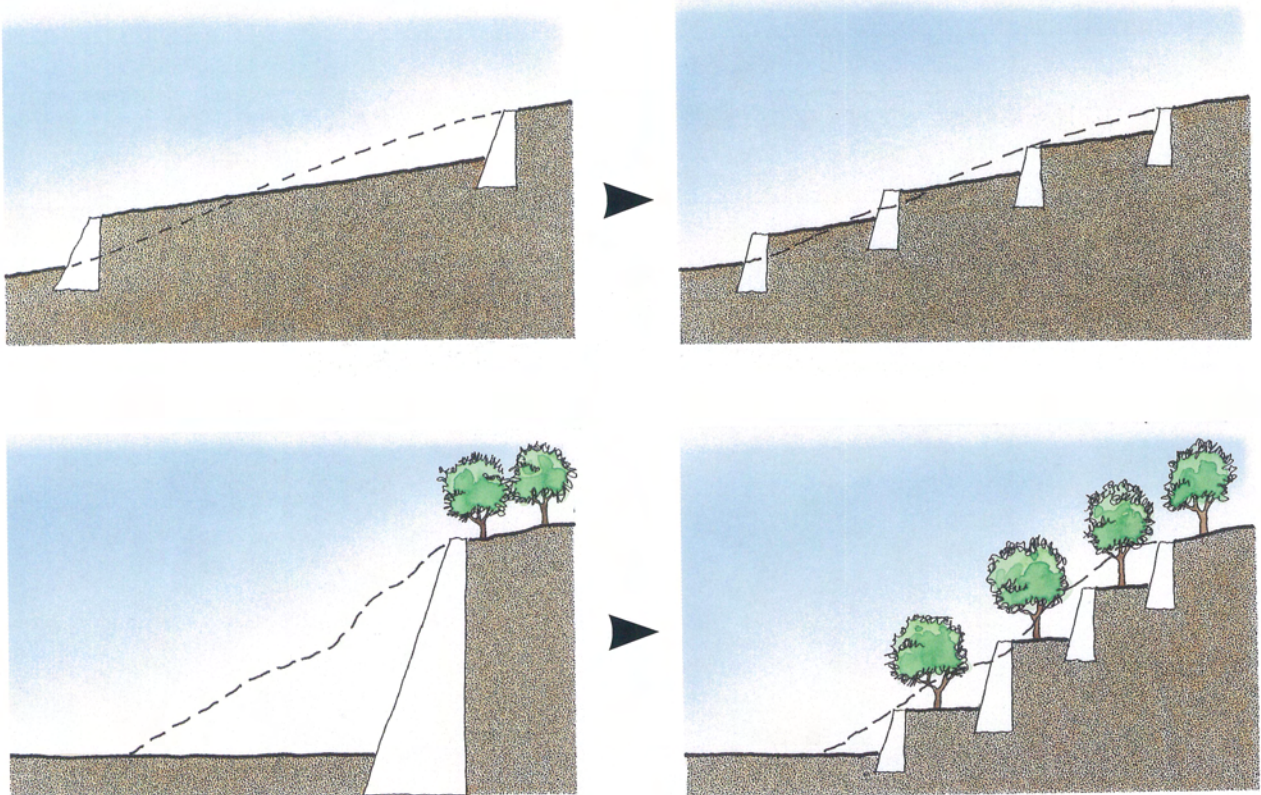
大規模な土地の区画形質の変更は、景観に与える影響が大きいため、できる限り長大な法面等が生じないように配慮することが必要です。

長大な法面等を設けないよう留意することが基本ですが、やむを得ない場合には、法面が確実に緑化できるよう法面の勾配、形状を工夫する必要があります。

また、擁壁については、形態や素材を工夫することにより、周辺の景観と調和させるようにしてください。

#### (運用指針)

- ① できる限りもとの地形を生かし、地形の改変が少なくなるような計画とすること。
- ② 高い擁壁、長い擁壁等の大規模な構造物が生じないように計画とすること。
- ③ 擁壁は、垂直壁を避け、できる限り低いものとすること。
- ④ 擁壁の壁面については、威圧感、圧迫感を和らげるよう配慮すること。
- ⑤ 緑化、植栽の可能なブロック等の使用により、擁壁の壁面の緑化に努めること。



## (2) 行為終了後においては、土地の不整形な分割又は細分化は避けること。

## 【解説】

良好な住宅景観を形成するためには、ゆったりとした敷地面積が必要となりますが、土地の細分化は、これを困難にします。また、まとまりのある景観を形成するためには、土地の区画が整然としていることが好ましいですが、不整形に分割された敷地は、これを困難にします。

このため、土地の区画形質の変更後において、土地の不整形な分割又は細分化が生じないように配慮することが必要です。

## ロ 緑化

行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。

## 【解説】

大規模な土地区画形質の変更の施工期間が長期間に及ぶ場合には、造成地が裸地のまま放置されることを避け、行為を終了した箇所から早期緑化に努める必要があります。

また、緑化に当たっては、周辺の自然環境と調和した良好な景観を形成するため、自然植生に配慮した緑化をすることが必要です。

## (運用指針)

- ① 地域の気候、風土、土壤に適合し、周辺の自然植生と調和した緑化、植栽を行うこと。
- ② 既存の樹木等の保存に努めるとともに、修景に活用すること。
- ③ 宅地造成等の一団の開発に当たっては、緑地帯を多く確保するよう努めること。
- ④ 大規模な駐車場を設ける場合には、緑化、植栽に配慮すること。

## ハ その他

埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫すること。

## (運用指針)

- ① 曲線を利用するなど、自然の地形になじむ護岸や堤防の形態を検討すること。
- ② 護岸や堤防の形態、素材については、周辺の景観と調和するものを利用すること。
- ③ 人々が容易に水辺に近づけるよう、護岸の形態を工夫すること。

